

ふくい

気をつけよう！
見守ろう！

の消費生活

消費生活センターにお気軽にご相談ください

消費生活センターでは、商品やサービスを購入して販売業者とトラブルになった場合や、購入した製品が原因でケガをした場合など消費者トラブルの相談を受け付けています。心配なときや困ったときは、お気軽にご相談ください。国家資格を取得した消費生活相談員が、みなさんとともに考えて解決のお手伝いをします。



ネットで購入した商品が、
偽物だった。



お試しで申し込んだら、2回目が届き
定期購入だった。



製品のトラブルでメーカーに連絡したが、
対応に納得できない。



「不用品を買い取る」と訪問を受けたが、
指輪や時計を買い取られた。

相談の秘密は固く守ります。電話相談のほか、来所面談やオンラインでも相談に応じています。

消費生活センターでは、新聞やラジオによる情報提供や商品テスト、消費生活講座も実施しています。詳しくは、当センターのホームページをご覧ください。

「気をつけよう！見守ろう！ふくいの消費生活」はこちらからダウンロードできます→



目次

- 訪問業者による消費者トラブルにご注意を！！ 2
- 投資勧誘にNo！！～あなたのお金はあなたが守る～ 3
- 高齢者に多い！こんな事故！ 4
- 消費生活用製品の重大事故 5
- 消費生活センターに寄せられた相談を紹介します 6
- 消費生活出前講座のご案内 7
- 専門家による消費生活相談会／消費生活センターのご案内 8

訪問業者による消費者トラブルにご注意を!!

高齢者の方は、ご自宅にいる時間が多く、訪問販売や訪問購入、電話勧誘販売の消費者トラブルに遭われる割合が高くなっています。

訪問による勧誘では、よく考える余裕もなく、検討の機会もないままに契約をしてしまいがちです。強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘、ウソの説明、説明不足など非常に悪質なケースもみられます。

その場で契約することは避け、ご家族の方々などと相談し、本当に必要かどうか慎重に判断しましょう。

相談事例

1

「電気料金が安くなるプランをご存知ですか。」と電話があり、見積りは無料というので訪問を承諾した。訪れた業者から、80万円の電気温水器を勧められ、説明されるままに契約をしてしまった。しかし、同様の商品が家電量販店で20~30万円で販売されていることが分かったので、解約したい。



相談事例

2

「洋服や靴、バッグなど不用品はないか。何でも買い取る。」と業者から電話があり、来訪を承諾した。準備していた洋服や靴を出したが、それは買い取ってくれなかった。そして、「金や宝石など貴重品を見せてほしい」としつこく居座られ、安値で買い取られてしまった。



訪問販売について知ろう!

訪問販売は、トラブルが生じやすいため、勧誘や販売の方法について法律で細かく定められており、違反した場合、行政処分の対象になることがあります。次の決まりを守らない業者には、特に警戒しましょう。

氏名等の明示義務

勧誘の前に、会社名、訪問の目的、商品・サービスの内容を明らかにしなければならないことになっています。

再勧誘の禁止

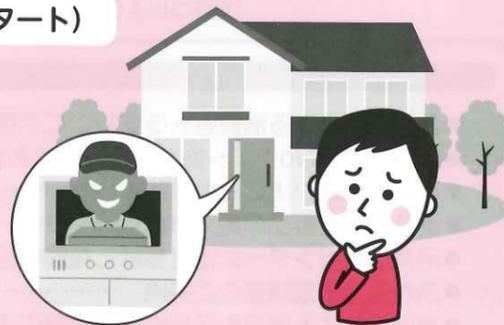
断った人に勧誘を継続したり、再度勧誘したりすることは禁止されています。

書面交付義務 (交付日からクーリング・オフ期間がスタート)

契約内容や条件などを記載した書面を交付しなければならないことになっています。

不実告知、威迫・困惑などの禁止

勧誘時に虚偽の説明をする、脅して困惑させる行為は禁止されています。



トラブルに遭わないために

●きっぱりと断りましょう。

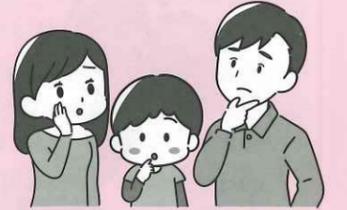
- ・法律で、事前に承諾のない訪問は禁止されています。訪問したいという電話は慎重に対応しましょう。
- ・必要な場合は、早いうちに「いきません」「お断りします」とはっきり伝えましょう。
- ・業者の訪問を承諾した場合は、一人で対応しないようにし、家族・知人などに同席してもらいましょう。

●その場で契約しない。

必ず誰かと相談し、日を改めてから回答するようにしましょう。

●契約をするときは、必ず契約書面を受け取りましょう。

契約内容に問題がないかよく確認し、心配な時は相談できる人に早めに見てもらいましょう。8日以内なら、クーリング・オフで契約を解除できるなど、解決できる可能性が高まります。



投資勧誘に“NO!!”

～あなたのお金はあなたが守る～



SNSを通じて投資話を持ちかけられ、高額な金銭がだまし取られる「投資詐欺」に注意!

令和5年中の推定被害額 約11億1,100万円!

手口一例



「必ず儲かる投資」は存在しません!!

だまされないためのポイント

- ・SNSやマッチングアプリで知り合った人を簡単に信用しない。大切なお金を預けない。
- ・「必ず儲かる」「投資に詳しい人を紹介」は詐欺を疑う。
- ・SNSのダイレクトメッセージだけでやりとりしている相手とのLINE交換は慎重にする。
- ・投資の内容や紹介されたアプリが堅実なものなのかインターネットで確認する。
- ・投資する際、振込先口座が個人口座ではないかを確認する。

福井県警察本部 警察安全相談#9110

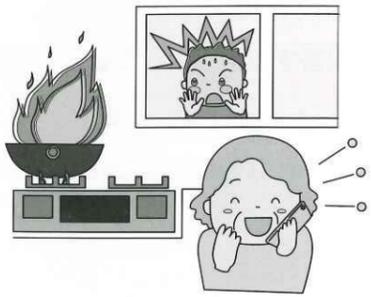
高齢者に多い！こんな事故！

～不注意にご用心を！～



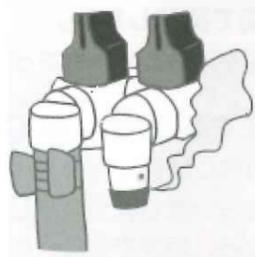
【踏み台】
バランスを崩して転倒

- 天板に立つときは、バランスをくずさないよう注意してください。身を乗り出して作業するのも危険です。
- 踏み台は水平なところに設置してください。



【ガスこんろ】
火を消し忘れて火災

- 火をつけたら絶対にその場を離れないでください。調理後は必ず火が消えているか確認してください。
- 調理油過熱防止装置などの保護装置のついた製品に買い替えるのも事故防止策のひとつです。



保護キャップ

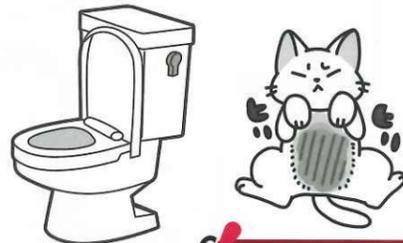
【ガス栓】
ガス漏れに注意

- ガス機器が接続されていないガス栓を開かないよう注意してください。
- 使用していない側には誤開放を防止する「保護キャップ」を取り付けましょう。



【電動カート】
運転を誤って事故

- 電動カートの操作ミスによる事故が多く発生しています。特に使い始めは、十分に練習を行ってから運転してください
- 坂道や路肩、濡れた路面などには注意してください。
- 走行時には、バッテリーの残量を確認し、遠出の際は100%充電状態にしてください。



低温やけどに注意

【暖房便座】
使用中に低温やけど

- 高齢者や体の不自由な人、介護が必要な人などが使用するときには、取扱説明書とおりに「低」や「切」に調節して、低温やけどに注意してください。
- 糖尿病などでは、熱さを感じにくくなるため、特に気をつけてください。

参考：NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

コードや配線器具の事故が多発しています！

以下の使い方は火災が発生する恐れがあります



古い製品を使い続けていませんか？

長く使用している製品で事故が発生しています

- 電気製品や燃焼機器などは、長期間使用しているうちに熱や湿気、ほこりなどの影響により、部品が劣化して発煙や発火のおそれがあります。
- 変なおいや音、いつもと違うと感じたら…使用を中止して、事業者や販売店に相談してください。
- 新しい製品には、さまざまな保護装置が搭載されています。買い替えも事故防止策のひとつです。



参考：NITE（独立行政法人製品評価技術基盤機構）

消費生活用製品の重大事故

例 ～リコール対象製品を使用し続けると火災やけがなどの恐れが！～

● **バッテリー事故**…以下の製品で発火などの事故が起きているのでご注意ください。

- スマートフォン用
- ノートパソコン用
- モバイルバッテリー
- 電動アシスト自転車用
- 掃除機用（リチウムイオン）
- 電気掃除機用（互換） etc



● **ストーブの事故**

電気ストーブ・・・強弱切替えスイッチの不良品で異常発熱し、火災に至る恐れがあります。
石油ストーブ（開放式）・・・技術基準を満さず火災等の事故に至る恐れがあります。

● **その他事故**

ウォーターサーバー・・・制御基板から発火する可能性があります。
折りたたみ自転車・・・走行中に突然チェーンが外れる事象が発生しました。
電気掃除機（自走式）・・・バッテリーの不具合により、発火に至る恐れがあります。
温水洗浄便座・・・使用中の熱衝撃（急激な温度変化）及び振動により接触不良が生じて発熱し、その影響で基板の一部が絶縁不良となって、異極間でスパークし、焼損しました。
フードプロセッサー・・・過熱または発火する可能性があり、ブレンダーの刃が破損し、火災や裂傷の危険をもたらす可能性があります。

参考：消費者庁

消費生活センターに寄せられた相談を紹介します

1. ネット通販の詐欺サイト 格安ブランド品に注意!

相談事例

ネットでブランドのバッグを見ていたところ、通常価格の半額で販売されていたので、代引き配達で注文した。届いてすぐ開封したら、ブランド名の無い偽物だった。すぐに宅配業者に連絡したが、返金してもらえなかった。通販サイトの画面は残していないので、販売業者の情報は分からない。どうしたらよいか。

アドバイス

宅配業者に代金の返金を求めるのは困難です。販売業者の連絡先が分からないと、残念ですが返金交渉はできません。



トラブルに遭わないために

注文する前には、販売業者の名称、住所、電話番号、返品特約を必ず確認してください。もし、これらの表示がない場合は、注文はやめましょう。また、詐欺サイトの特徴は、①大幅に値引きされている。②支払い方法が、代引き配達しか選べないか、前払いしか選べない。前払いの場合は、振込口座が個人名義になっている。などです。十分注意してください。

もし、注文して直ぐに詐欺サイトと気が付いた場合は、速やかに販売業者にメールなどでキャンセルの連絡をして、商品が届いたら受け取り拒否をしましょう。

2. 覚えのないクレジット決済! フィッシング*メールに注意!

相談事例

利用している通販サイトの会社から『支払い方法に問題があるのでご確認ください』とメールが届いたので、URLをタップして、クレジットカード番号等を入力した。その後、カードの利用明細を確認したら7万円の覚えのない決済があった。不正利用だと思う。

アドバイス

この相談の場合、すぐに通販サイト会社とクレジットカード会社に状況を伝えた結果、不正利用と判明し、支払わなくてもよくなりました。



トラブルに遭わないために

実在する通販サイト等の会社からURLが添付されたメールが届いた時は、URLにはアクセスせず、事業者の正規のホームページでフィッシング*に関する情報がないか確認しましょう。また、日ごろから公式アプリやブックマークした事業者のサイトにアクセスすることを習慣にしましょう。

万一、届いたメールのURLからクレジットカード番号やID、パスワード、暗証番号などを入力してしまった場合は、不正利用をされないように早急に変更手続きをしましょう。

(※)フィッシングとは、メールやSMSなどを使って実在する企業等になりすました偽物のWEBサイトに誘導し、個人情報を盗み出す行為

3. 副業サイト SNSの“簡単に儲かる”は要注意!

相談事例

スマホで隙間時間に稼げる副業サイトを見つけアクセスしたところ、「8千円の情報商材を購入してほしい。」とメッセージが届いた。申込んだら電話があり「仕事は、大企業の広告をコピーして貼り付けるだけ。1日30分の仕事で月に80万円の収入。」などと言われ、情報商材をクレジット決済した。その後、「120万円を支払えば、仕事をサポートする。月に80万円稼げるから、2か月で元が取れる」と電話があった。信用できるか。

アドバイス

相談者には、高額な金額を支払って指示どおり仕事をして、収入が得られる保証がないことを説明しました。



トラブルに遭わないために

悪質な副業サイトは、最初は1万円程度の情報商材を契約させ、その後で高額な契約を勧めてきます。「お金がない」と断ると、「すぐに利益が得られるから」などと言って遠隔操作アプリを悪用して借金をさせるケースもあります。「簡単に稼げる」ことを強調する広告に惑わされないようにしましょう。作業内容や利益が出る仕組みがよくわからなければ、契約しないでおきましょう。

賢く学ぼう!

講師を派遣します!

消費生活出前講座

無料

対象・条件

- 1 学校、公民館、職場、老人会、各種サークル、子育て支援センター、子ども会等
- 2 原則、月～金曜日の10時～16時

講座の内容

- 1 最近の相談事例(インターネットトラブル、訪問購入、点検商法)やトラブルに遭わないための対策、クーリング・オフ制度など
- 2 製品事故、子供のやけどや誤飲などの事故の防ぎ方

動画やクイズを交えて、わかりやすくお話しします。



お気軽にお申し込みください

お問い合わせ先

福井県消費生活センター
〒910-0858
福井市手寄1丁目4-1 AOSSA7階
TEL 0776-22-1102 FAX 0776-22-8190

福井県嶺南消費生活センター
〒917-0069
小浜市小浜白鬚112 白鬚業務棟3階
TEL 0770-52-7830 FAX 0770-52-7831

申込の方法

開催する1か月前までにお電話ください。
日時などをご相談した後、ホームページの依頼書をご提出ください。

※講座の講師派遣費用は無料です。
ただし、会場につきましては実施団体でご準備ください。

消費者トラブルに関する

開設時間 / 14:00~16:00

専門家による相談会

無料

要予約

3~5月の開設日

分野	3月		4月		5月	
福井弁護士会 (法律)	5日(火)	県消費生活センター	2日(火)	県消費生活センター	9日(木)	県嶺南消費生活センター
	14日(木)	県嶺南消費生活センター	11日(木)	県嶺南消費生活センター	21日(火)	坂井市消費者センター
	21日(木)	県消費生活センター	17日(木)	県消費生活センター		
司法書士(法律)	28日(木)	県嶺南消費生活センター	* 4月以降の日程は下記の消費生活センター HPでご確認ください。			

* 事前に申込みが必要です。申込受付は、県・県嶺南消費生活センターまでご連絡ください。
市町の相談窓口で開催の場合は、その開催市町でも予約できます。

* 新春号で掲載した専門家による相談会の3月の開催日程について一部誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

消費生活のご相談は… 土日も相談を受け付けています



福井県消費生活センター

〒910-0858 福井市手寄1丁目4-1 (AOSSA 7階)

☎ 0776-22-1102

FAX 0776-22-8190

受付時間 / 9:00~17:00 (祝日・年末年始は休館)
(※県嶺南消費生活センターは第3日曜日が休館です)

福井県嶺南消費生活センター

〒917-0069 小浜市小浜白鬚112 (白鬚業務棟 3階)

☎ 0770-52-7830

FAX 0770-52-7831

オンラインでも受け付けています
(事前申し込みが必要です)

ホームページ
<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shohic/index.html>

フェイスブック
<https://www.facebook.com/pref.fukui.cac/>

福井県 消費生活 検索

靈感商法・開運商法に関するご相談は、
法テラス・靈感商法等対応ダイヤル

☎ 0120-005931  日本司法支援センター

※市消費者センター、町相談コーナーでも相談を受け付けています。

消費者ホットライン **188**
局番なし

福井県消費生活センターや市消費者センターなどの相談窓口につながります。音声ガイダンスが流れますが、操作が分からない場合はそのままお待ちいただければつながります。

発行

福井県防災安全部県民安全課

〒910-8580 福井市大手3丁目17-1
☎0776-20-0287 FAX0776-20-0633



@AnshinFukui

安全安心ふくい
X (旧: Twitter)

消費に関する安全安心の
情報を発信しています。
ぜひ、フォローしてください。

発行日 / 令和6年3月